

令和元年台風第 19 号における上越市災害義援金配分委員会
－ 会 議 次 第 －

と き：令和 2 年 3 月 25 日（水）
午後 4 時～

ところ：上越市役所 4 階 402 会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員紹介【資料 1】

5 委員長、副委員長の選任【資料 2】

6 審 議

(1) 配分委員会の所掌事務及び被害状況等について【資料 3～資料 5】

(以下、非公開)

(2) 配分計画【議案 1-1、議案 1-2、別紙 1、別紙 2】

(3) その他

7 閉 会

令和元年台風第 19 号における
上越市災害義援金配分委員会委員名簿

区分	団 体 名	職 名	委 員 名	備 考
1 号	上越市社会福祉協議会	会長	橋本 眞孝	
2 号	上越市町内会長連絡協議会	会長	杉本 正彦	
3 号	上越市民生委員児童委員協議会連合会	会長	松本 新一	
4 号	特定非営利活動法人 新潟県災害救援機構	代表	梅澤 圓了	

上越市災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市地域防災計画に基づき、寄託を受けた義援金を公平かつ迅速に配分するため、上越市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 委員会は、災害発生時において義援金の寄託を受けたときから義援金の配分を決定するまでの間、設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 義援金の配分の対象及び基準に関すること。
- (2) その他義援金の配分に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる団体の構成員のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 上越市社会福祉協議会
- (2) 上越市町内会長連絡協議会
- (3) 上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会
- (4) その他市長が必要と認める団体

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、第2条に規定する委員会の設置期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から実施する。

災害義援金の配分について

1 義援金の配分

『上越市地域防災計画（自然災害対策編、第2部風水害対策、第3章災害応急対策計画、第50節義援金の受入れ・配分）』において、「大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。」と規定されている。

2 計画で定める業務の流れ

（1）義援金の受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）と受入れ窓口を公表・周知する。

（2）義援金の受入れ、保管

市は、次により義援金を受け入れる。

- ① 受入れ窓口は、金融機関及び市役所本庁とする。
- ② 直接受領した義援金は、寄託者等へ領収書を発行し、歳入歳出外現金として取り扱う。
- ③ 全ての義援金は、歳入算出外現金として管理する。

（3）義援金の配分

① 義援金配分委員会の設置

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を決定する。

② 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員は、「上越市社会福祉協議会」、「上越市町内会長連絡協議会」、「上越市民生委員児童委員協議会連合会」及び「その他市長が必要と認める団体」の構成員のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

④ 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

⑤ 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、市長に報告後、報道機関等を通じて公表する。

令和元年台風第 19 号における被害状況

1 建物被害（住家 119 件、非住家 68 件）

	住家					非住家				
	全壊	一部 損壊	床上	床下	計	一部 損壊	床 上	床 下	浸 水	計
高 田 区		3		3	6	3			6	9
新 道 区		1	3	60	64		1		12	13
金 谷 区		1			1	1				1
春 日 区		3		16	19	1	2	2	7	12
津 有 区		2			2	1				1
和 田 区					-				1	1
直 江 津 区		1			1	3				3
有 田 区				7	7		1			1
八 千 浦 区		1			1					-
保 倉 区					-	3			3	6
北 諏 訪 区				7	7				6	6
谷 浜 ・ 桑 取 区			1		1	1				1
浦 川 原 区				2	2					-
牧 区		1			1	1				1
柿 崎 区		3			3	1				1
大 湊 区		2			2	3				3
頸 城 区		1			1	4				4
中 郷 区					-	2			2	4
三 和 区					-	1				1
名 立 区	1				1					-
合 計	1	19	4	95	119	25	4	2	37	68

※建物被害無し：諏訪区、三郷区、高士区、安塚区、大島区、吉川区、板倉区、清里区

2 人的被害（4 人（重傷 1 人、軽傷 3 人））

重傷	1 人	70 代男性（柿崎区）	屋根から転落、左足骨折
軽傷	3 人	60 代女性（有田区）	転倒、頭部打撲
		80 代男性（金谷区）	転倒、顔面擦過傷
		40 代男性（柿崎区）	戸の補修中、手を切る

令和元年台風第 19 号における当市の災害義援金配分原資等について

1 義援金配分原資

区 分	配分原資	受付期間
市寄託分①	2,912,823 円	10 月 21 日～12 月 30 日 (115 件)
県寄託分 (※)	16,700,000 円	3 年 16 日 県配分委員会にて確定
県指定分②	7,900,000 円	被害区分ごとに県配分委員会にて指定
市裁量分③	8,800,000 円	被害状況に応じ、県配分委員会が市町に傾斜配分したものを市配分委員会にて配分先等を決定
合計	19,612,823 円	

2 県寄託分(※)の取り扱い

- 県寄託分 16,700,000 円のうち、7,900,000 円については県が指定した被害別単価により配分
- 残りの 8,800,000 円については、配分計画を市町村で策定し配分することから、市寄託分と同様に配分委員会で審議し、配分計画を策定

3 義援金配分の流れ

